

名板貸人の責任 概説

テキスト参照ページ:新商法講義 70～77p

プライマリー 61～63p

1

1：名板貸の意義

- 自己の氏、氏名または商号を使用し
て営業をすることを他人に許諾する
こと
→ 信用のある者が信用の乏しい者に、営業免
許を取得した者が無免許者に、名義を貸すた
めなどに用いられる。
- 使用許諾を与えた者 =
- 使用許諾を得た者 =

2

(2) 名板貸人の責任(23条)

名板貸人は、自己を営業主と

「」して取引した者に対し、
その「」

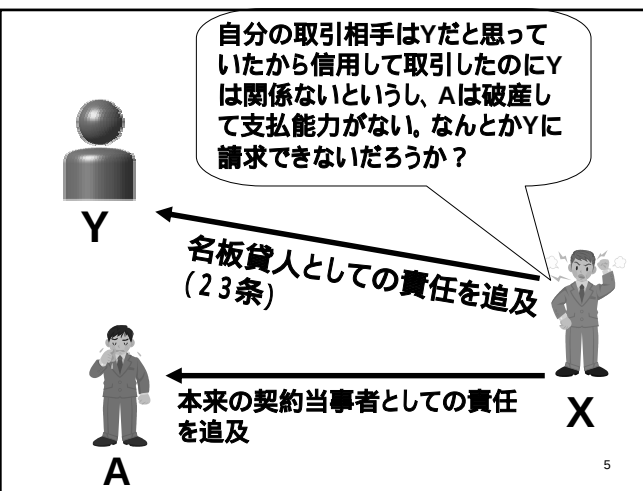
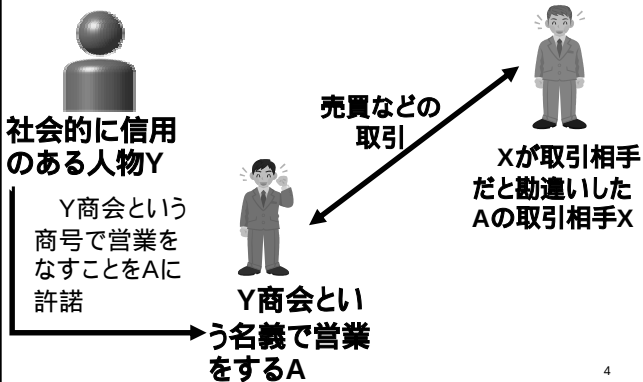
について、

名板借人()と

「 弁済の責任を負う」

3

名板貸し関係図



【責任の根拠】

- A) 商号等を他人が使うことを許諾した者は、自己を営業主と誤認した第三者に対して「禁反言の法理」（英米法の理論）により連帯して責任を負うものとしたとする見解。
- B) 商号等の使用許諾により名板貸人が営業主であるかのような外観が生まれた。外観を作出した名板貸人はその外観を信頼した者を保護するため外観通りの責任を負う、という「外観法理」（ドイツ法）に基づく点を強調する見解。

〔基本用語解説〕

- 「禁反言の法理」：ある表示をした者は、その表示を信じてその地位を変更した者に対して、その表示と矛盾する主張をすることが許されないという法理。
- 「外観法理」：事物の外観と真相とが一致していない場合に、その外観を信頼して、ある行為をし、またはある行為をしなかった者に対して、外観によって事物を決することができるようにする理論。⁷

（３）名板貸人の責任の要件

をなすことに対する名義
使用の許諾

営業の

相手方の誤認：

8

名義使用の許諾：１

- 独立に営業している者（商人）に対し、使用を許諾したこと（文言解釈）
- 単にをすることについての名義使用の許諾には本条は適用されない（判例：名板貸人の責任は名板借人の責任が前提になっているため）
← 下級審判例、学説は類推適用するものもある
- 但し、営業について名義使用の許諾が行われ、についてだけ名義が使用された場合は、本条が類推適用される（判例）

9

名義使用の許諾：2

- 許諾者（名板貸人）は□□に限り
（有名人など）→ 芸名、通称などでもよい
- 名義は付加語（支店、出張所）などを加えたものを含む
- 許諾は□□でもよい
ex. 名義使用の事実を知らず、社会通念上の放置してはならない義務に違反して、放置する（不作為）場合も許諾に当たる（通説）¹⁰

□□の許諾

- 社会通念上放置してはならない義務が生じる場合とはどんな場合か？
- 例：従来名板貸人が同じ営業を営んでいた、名板貸人が自己の土地建物を使用させていた等の付加的事情が存在している場合

11

営業の同種性

- 許諾を受けた者と名板貸人の営業は、□□のない限り、同種であることを要する（判例）
- 特段の事情→ 商号の名称自体からは特定の業種を推認し得ず、名板借人が名板貸人から従前の店舗、印鑑、看板等を引き継ぎ、それをそのまま使用している等の事情がある場合

12

【同種性必要説の根拠】

商号は、法律上は特定の営業につき特定の商人を表す名称であり、社会的には当該営業の同一性を表示して、その信用の標的となる機能を有するものであって、23条はこのような事実に基づいて第三者を保護した規定であるから

→営業の種類が異なる場合は、特段の事情がない限り、は生じない。

13

不要説

- 近時、営業の範囲は流動的であって、個人商人は数種の営業を営むことが、また会社の定款記載の目的も多目的であることが常態である。非商人の氏名の使用許諾にも名板貸が成立する。従って、営業の同種性は責任要件とする必要はなく、相手方のの判断において考慮すればよい

14

相手方の誤認：善意の第三者

- 善意重過失保護説
- 善意軽過失保護説
(善意無重過失保護説)
：判例、多数説 → は悪意と同様に取り扱うべき
- 善意無過失保護説

15

(4) 名板貸人の責任内容

- 名板貸人は名板借人と相手方の間の取引上生じた債務について、名板借人（主たる債務者）と連帯して責任を負う

16

取引上生じた債務

- 名板借人と相手方との取引上の債務の他、名板借人の[]による損害賠償債務、売買契約の[]による手付金返還債務など[]を含む
（判例・通説）
- 事実行為としての[]に基づく損害賠償債務は含まないが、[]をもつ不法行為により負担した損害賠償債務は含む（判例・通説）
例：詐欺的な取引（不法行為）にもとづく損害賠償債務

17

連帯して弁済する責任

- 名板借人の債務を肩代わりしたり、保証したりするのではなく、名板借人と取引した相手方に対して、直接に弁済の責任を負う
- 名板借人との関係は「[]連帯債務」となる

18